

国立大学法人東京農工大学保有個人情報等管理細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 管理体制(第3条―第6条の2)</p> <p>第3章 教育研修(第7条)</p> <p>第4章 職員等の責務(第8条)</p> <p>第5章 保有個人情報等の取扱い(第9条―第14条の6)</p> <p>第6章 情報システムにおける安全の確保等(第15条―第25条)</p> <p>第7章 情報システム室等の安全管理(第26条・第27条)</p> <p>第8章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等(第28条・第29条)</p> <p>第9章 安全確保上の問題への対応(第30条・第31条)</p> <p>第10章 監査及び点検の実施(第32条―第34条)</p> <p>第11章 行政機関との連携(第34条の2)</p> <p>(新設)</p> <p>第12章 雑則(第35条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、国立大学法人東京農工大学個人情報の保護</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 管理体制(第3条―第6条の2)</p> <p>第3章 教育研修(第7条)</p> <p>第4章 職員等の責務(第8条)</p> <p>第5章 保有個人情報等の取扱い(第9条―第14条の6)</p> <p>第6章 情報システムにおける安全の確保等(第15条―第25条)</p> <p>第7章 情報システム室等の安全管理(第26条・第27条)</p> <p>第8章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等(第28条―第29条)</p> <p>第9章 安全確保上の問題への対応(第30条・第31条)</p> <p>第10章 監査及び点検の実施(第32条―第34条)</p> <p>第11章 行政機関との連携(第34条の2)</p> <p><u>第11章の2 補則(第34条の3)</u></p> <p>第12章 雑則(第35条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、国立大学法人東京農工大学個人情報の保護</p>	

<p>に関する規程(以下「規程」という。)第50条の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)の保有する個人情報の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 <u>本学の保有する個人情報</u>の管理については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)その他の法令等に別段の定めがあるもののほか、この細則の定めるところによる。</p> <p>(定義) 第2条 この細則における用語の定義は、<u>法第2条及び番号法第2条の定めるところによる。</u></p> <p>第2章 管理体制 (総括保護管理者) 第3条 (略)</p> <p>2 総括保護管理者は、<u>本学における保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報(以下「保有個人情報等」という。)</u>の管理に関する事務を総括する任に当たる。</p> <p>第8章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等 (保有個人情報等の提供) 第28条 保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に <u>保有個人情報等</u>を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項</p>	<p>に関する規程(以下「規程」という。)第50条の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)の保有する個人情報 <u>及び独立行政法人等非識別加工情報等(以下「保有個人情報等」という。)</u>の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 <u>保有個人情報等</u>の管理については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)その他の法令等に別段の定めがあるもののほか、この細則の定めるところによる。</p> <p>(定義) 第2条 この細則における用語の定義は、<u>法及び番号法において使用する用語の例による。</u></p> <p>第2章 管理体制 (総括保護管理者) 第3条 (略)</p> <p>2 総括保護管理者は、<u>保有個人情報等</u>の管理に関する事務を総括する任に当たる。</p> <p>第8章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等 (保有個人情報の提供) 第28条 保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に <u>保有個人情報</u>を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利</p>	
---	---	--

<p>目、利用形態等について書面を取り交わす。</p> <p>2 保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に<u>保有個人情報等</u>を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(業務の委託等)</p> <p>第29条 <u>保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次の各号に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責</u></p>	<p>用形態等について書面を取り交わす。</p> <p>2 保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に<u>保有個人情報</u>を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(<u>独立行政法人等非識別加工情報等の提供</u>)</p> <p><u>第28条の2 保護管理者は、規程第46条の2第2項の規定により、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。</u></p> <p><u>2 保護管理者は、規程第46条の2第1項及び第46条の9の規定（第46条の12の規定により第46条の9の規定を準用する場合を含む。）により、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下「契約相手方」という。）から規程第46条の5第2項第7号の規定に基づき当該契約相手方が講じた独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちに総括保護管理者に報告するとともに、当該契約相手方がその是正のために講じた措置を確認しなければならない。</u></p> <p>(業務の委託等)</p> <p>第29条 <u>独立行政法人等非識別加工情報の作成に係る業務又は保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次の各号</u></p>	
--	---	--

<p>任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施する。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第12章 雑則</p>	<p>に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委託先において、<u>独立行政法人等非識別加工情報の作成に係る業務又は保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施する。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。</u></p> <p>6・7 (略)</p> <p>第11章の2 補則</p> <p>(個人情報保護委員会事務局への報告)</p> <p><u>第34条の3 総括保護管理者は、次の各号に掲げるとき(独立行政法人等非識別加工情報等に係るものに限る。)</u>は、直ちに個人情報保護委員会事務局に報告しなければならない。</p> <p>(1) <u>第28条の2第2項、第30条第3項及び第4項の報告を受けたとき</u></p> <p>(2) <u>第30条第7項及び第31条第1項の措置を講じたとき</u></p> <p>(3) <u>契約相手方が規程第46条の14各号に該当すると認められ契約を解除しようとするとき及び解除したとき</u></p> <p>第12章 雑則</p>	
--	--	--

<p>(雑則) 第35条 この細則に定めるもののほか、<u>本学が保有する個人情報</u>の管理について必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(雑則) 第35条 この細則に定めるもののほか、<u>保有個人情報等</u>の管理について必要な事項は、別に定める。</p>	
---	---	--

附 則(平成29年6月26日細則第10号)

この細則は、平成29年6月26日から施行し、平成29年5月30日から適用する。